

令和2年度第4回埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議

日 時：令和3年2月16日（火）10:00～12:00

場 所：埼玉県県民健康センター大会議室 C

発言者	発言要旨
事務局 （地域包括ケア課 草野副課長）	<p>ただいまから令和2年度第4回埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議を開会いたします。</p> <p>私は本日の司会を務めます、福祉部地域包括ケア課副課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、本日の会議の公開についてですが、県では、外部の委員の皆様を含めたこのような会議につきましては、ご検討いただく内容が、個人のプライバシーを侵害する恐れ、あるいは、特定の者に不利益を与える恐れがあるなどの場合以外には原則として公開するというようにしております。</p> <p>本日の会議の内容につきましては、非公開の事由には当たらないものとして、公開とし、会議資料は会議終了後速やかに、会議の議事録は後日ホームページで公開させていただきます。</p> <p>また、記録のための録音及び写真撮影及び取材を行いますので、ご了承いただければと思います。</p> <p>なお、本日の傍聴者は2名いらっしゃいますので、ご報告いたします。次に本日ご出席の委員の皆様につきましては、出席者名簿をもってご紹介とさせていただきます。本日は多くの委員の皆様がズームでのご参加となっております。堀越委員、有井委員におかれましては、こちら事務局会場からのご参加いただいております。また、林委員、廣澤委員、石山委員につきましては、本日所用により欠席とのご連絡をいただいております。</p> <p>続きまして、本日の会議に出席している職員をご紹介します</p>

	<p>ていただきます。</p> <p>初めに福祉部地域包括ケア課課長の藤岡でございます。 障害者支援課の黛課長でございます。 障害者福祉推進課の柿沼主幹でございます。 教育局人権教育課の阿部課長でございます。</p> <p>事務局職員の紹介は以上でございます。 本日の資料ですが、 次第 資料1 埼玉県ケアラー支援計画（案） 資料2-1 県民コメント一覧 資料2-2 住所の未記載及び県外在住者等の意見 参考 令和3年度関係予算 となっております。不足等はありませんか。</p> <p>それでは議事に移らせていただきます。以後の議事進行につきましては、石山委員長にお願いしたいと存じます。 石山委員長、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>石山でございます。よろしくお願いいたします。それでは議事に入って参りたいと思います。</p> <p>2 議事の埼玉県ケアラー支援計画（案）について及び 3 報告の令和3年度関係予算について、事務局から一括してご説明をお願いいたします。</p> <p>事務局 （地域包括ケア課 石井主幹） 資料1 資料2-1 資料2-2について説明</p> <p>事務局 （藤岡課長） 参考について説明</p> <p>事務局 （黛課長） 参考について説明</p>
--	---

<p>事務局 (阿部課長)</p>	<p>参考について説明</p>
<p>事務局 (石井主幹)</p>	<p>以上で、説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>石山委員長</p>	<p>ご説明ありがとうございます。今年度最後の有識者会議となっております。県民コメントを300件近くいただき、昨日遅くまで事務局の方で作業をいただいでできた計画案だと思っております。本日は非常に重要な会議でございますので、ご参加いただいているすべての方からご発言いただきたいと思いますと思っております。</p> <p>一方、限られた時間の中での議論となりますので、ご発言いただく時には、明瞭簡潔にそして時間配分等にご配慮お願いできればと思います。では今の事務局の説明につきましてご質問ご意見等賜って参りたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>ご意見のある方挙手をいただきましたらお名前を言わせていただきたいと思います。花俣委員お願いいたします。</p>
<p>花俣委員</p>	<p>県民コメントをざっと読ませていただいた感想になりますが、まず1点目。</p> <p>大変多様なケアラーの実態や課題、いろいろと見えてきたなというのが率直な感想です。一方で、今回ケアラー支援条例の制定からこの推進計画まで、コロナ禍もあって非常にタイトなスケジュールで進められてきたと思います。この77ページの状況を見ても、かなり実態調査の部分で時間を占めているというふうにも感じています。委員の先生方それぞれのお立場からのご意見には、実は微妙な温度差があるなということもまたあわせて感じた次第です。従って現時点で十分な共通理解というところまでには至っていないような気がいたします。実は昨日も本部の会議でケアラー支援についてということで議題が上がっていて、議論したのですが、なかなか</p>

<p>石山委員長</p> <p>長谷部委員</p>	<p>確たる結論にはまだ至らない。</p> <p>ケアラー支援の法制化の必要性は感じつつも、どこで何を落としどころとすればいいのだろうか、どういったことを具体的に盛り込めば本当の意味でのケアラー支援になるのかというところも、まだまだ議論の余地があると、そんな議論の流れでした。</p> <p>あるいはケアラー自身の定義についても、まだまだ当会としてどんな定義づけをしていくかということについて今、検討委員会を設けるなどして考えているところです。まだまだ今後もこのケアラー支援計画については検討、議論を重ねていく必要があるというふうに感じていますので、埼玉県ケアラー支援計画が策定して終わりではなく、計画期間が終了するまで継続的に進捗管理を行うことが重要です。「計画の進捗状況について公表するとともに、埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議により、定期的な進捗状況の管理や新たな課題に対する検討等を行います。」と書かれています。ここをきちっと担保しながら、これからもまだまだたくさんの課題が上がってきたり見えてきたりすると思いますので、まさにこの計画を十分に練り上げて行って、さらにさらにより良いものにしていくためにも、引き続きぜひこの部分についてしっかりと取り組んでいただければと思います。以上になります。</p> <p>花俣委員ありがとうございました。他、いかがでしょうか。長谷部委員お願いいたします。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>本当に今回の県民コメントを私も朝からずっと読ませていただいている、これだけの方たちが興味をお持ちになって、こういう本当に実体験に基づくコメントをいただくというのはすごく心に染みました。</p> <p>私も実は計画の中で、この最初の認知症の高齢者というふうにするところは「認知症の方」と表現しているので、ここ</p>
---------------------------	---

は直した方がいいんだろうなと感じていたら、やはりこういうコメントがありましたので、認知症の「人」にするのか「方」にするのか、細かいことなんですけれども、ここはもう一度、検討していただく方がいいのかなと思います。また55ページの21番の認知症高齢者というところも、認知症の「人」もしくは「方」というふうに統一された方が良いと思います。

認知症の方は30代の方もいらっしゃるというコメントがあったように、若年性の方も今後は支えていくということを踏まえ、反映いただきたいと思います。

先ほど花俣委員からお話もありましたように、今後、漠然とした状況の中でPDCAサイクルや進捗状況を、県民の皆さんに示していくというのはとても重要であるというふうに思います。

地域包括支援センターでも、今後、研修等をしていただきますが、本当にケアマネジャーであったり、サービス事業所であったり、私たち地域包括支援センターでも、障害者団体の方の皆さんと地域ケア会議を一緒にやったりですとか、地域の取り組みとして、地域包括支援センターともやはり協力してやっていく体制を整えていかなければいけないということをすごく痛感しています。そういったことも含めて、進捗状況の中で、本当に一体的に縦割ではなく横の繋がりをどのように作っていくかということが重要になってくると思いますので、チームオレンジの件も同様です。まだまだ課題が多い中で、具体的に示していただいたことを市町村におろして、市町村でもこのケアラーに対して議論していくことが重要だと思っておりますので、地域包括支援センターも参画していければと、つくづく思いました。事務局については、本当に遅くまでありがとうございました。お疲れ様です。以上です。

石山委員長

ありがとうございました。他の委員いかがでしょうか。澁谷委員お願いいたします。

澁谷委員

お話しさせていただきます。今回本当に丁寧にまとめていただいているという思いを強くいたしました。ダブルケアですとか、障害のある子どもをケアする親ケアラーまで、やはりその視点が入ったケアラー支援計画になっているというのがとても印象的で、皆様の気合いの入れ方をすごく感じたところがあります。

私は今回、全体も見ましたけれども、特にヤングケアラーのところを見ていきたいと思います。資料編の175ページに、ケアの影響というところがありまして、学校生活への影響で「影響なし」が一番高く、次いで「孤独を感じる」となっております。この「孤独を感じる」というところは繰り返し出てくるんですけども、もともとの文章は実は「ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる」となっていました。分析の時に、長い文章なので短くするというのはもちろんなんですけれども、可能であれば、「ケアについて話せる人がいなく孤独を感じる」と省略せずに標記した方が良いと感じました。実際、友達はあるんだけども、ケアについて話せるそういう関係性がないというところがはっきりと出てきています。しかも、孤独を感じるタイミングは二極化しています。つまりケアが重くなっていく中間地点では、ケアをともに担う人たちとの連帯感とかが生まれているんですけども、一番重いあたりではかなり1人で孤軍奮闘しなくてはいけない。そして、もっと手前のところでは、1時間未満ぐらい1日担う場合でも、こういう話をできる相手がないということで、しんどさを感じるっていうところがあると思います。そのため、できれば「ケアについて話せる人がいなく孤独を感じる」と省略せずに標記した方が良いと感じました。

それからこれは瑣末なことなんですけども、165ページの分析方法を示しましたところ、分析方法の上から2番目のところで、「はいと回答したのは」の「のは」が抜けているのではないかと思います。

	<p>最後に、ヤングケアラー同士で話をする場として、オンラインのところが設けられるというのは、本当にすごいことと評価しております。ただその一方で、オンラインで話をする環境にないヤングケアラーがいるということも、できればイメージしておいていただきたいです。住宅環境にもよりまずけれども、すぐそばにケアを必要な人がいて、その前でそのケアについて話をするのがなかなかできないですとか、刺激をしてしまわないようにあえて家であまり話さないようにしているとか、外で話をするにしても、時間帯やWiFi環境の状況によりゆっくりと話ができない子もいる可能性がありますので、そういうことも視野に入れたヤングケアラー同士の交流の場というのも作っていただけるといいなと思いました。以上になります。ありがとうございます。</p>
石山委員長	<p>澁谷委員ありがとうございます。具体的な修正のご指摘、それから運営上の留意点といったところですね。ありがとうございます。他委員いかがでしょうか。</p>
石山委員長	<p>飯田先生お願いします。</p>
飯田委員	<p>私もヤングケアラーの関係なんですが、県民コメントの11ページの通し番号53から55もおいて、ヤングケアラーの意識を浸透させるために、教職員への研修が大事だというところがあります。</p> <p>先ほど阿部課長からも説明ありましたし、以前も確か澁谷委員から、ご意見があったと思うんですが、私も教職員への研修大事だと思っております。ただし、ご案内の通り、現在働き方改革のこともありまして、ヤングケアラーに関する研修を一つ新設するということになる、負担感というのも非常に増して参ります。</p> <p>既存の教員の研修もたくさんあります。もう初任者研修から始まって5年次研修、10年次研修、中期研修、管理職の研修、教頭研修、校長研修と。そういった中で、現状は本当にヤングケアラーのヤの字もケの字も何もない状況ですので、本当に短い時間でも結構ですので、必ずどの研修にも出ると。ここにもある通り養護教諭ですね。養護教諭の場合、も</p>

<p>石山委員長</p>	<p>う少し時間を増やしてもいいと感じておりますが、全部の研修に少しずつでも入れるということで、教職員の意識改革に結び付けたいと思います。以上です。</p> <p>飯田委員ありがとうございました。他いかがでしょうか。堀越委員お願いいたします。</p>
<p>堀越委員</p>	<p>堀越です。資料ありがとうございました。大変だと思うんですけども、1日前には欲しかったっていうのが率直なところなんです。中身については、次の3点について申し上げたいと思います。</p> <p>一つは、施策の番号のつけ方です。番号を付けていただいて、本当にわかりやすくなったと思うんですけども。例えば基本目標1の51ページでは、県の主な取り組み支援から1, 2, 3と採番されていて、関連する主な取り組み支援には6, 7, 8と続いているんですね。県の主な取り組み支援は柱としてあって、関連はまた別の扱いとなると思うので、目標ごとに分けて、それぞれ採番したほうがよいと思いました。</p> <p>2点目です。県民コメントの扱いです。これは県外からのものも出してくださって、参考にしてくださっているの、良かったと思います。全国から注目されているという風に思います。採用区分にご説明がありまして、ABCDEと書いてあります。全部は見てないんですけども、例えばDを見ると10番。2番はヤングケアラーについて、定義の意見提案があってそれに対して考え方っていうのがあって、これはその通りだなというふうに思いました。ただし、3ページの10番などを見ますと、ショートステイについて書いてありますが、考え方が難しいものと考えますがというふうに書いているわけですね。</p> <p>ただ例えばダブルケアラーなどで、他の自治体では保育所とか施設、高齢者施設の認定に、加算をしているようなところもあるということなので、事務局の考えでDではありませんけれども、もしかしたらもう少し工夫の余地があるのではないかと。同じく18番、これはDなんですけれども、相談支援体</p>

制について、人事異動は自治体の判断ですと書いてあるんですが、この方が知りたいのは、最初からいちいち説明しないで済むような体制をとということで、考え方としてもう少し幅広く考えれば、Cになるものもあるかと思えます。

Dでその他となっているものもありますが、これが今後の業務の参考とさせていただきますとか、市町村の所管ですというようなことが書かれています。23番ですけれども、多様なケアラーへの支援のところで、以下の点を希望するとしっかり書いてあるんですが、これは市町村の所管ですというふうに書いてあると、市町村がケアラー支援を進める上で、県が助言をすとか、そういうところに反映ができないのか、DとEを見ていると、有識者会議の中で具体的な取り組みのところで、議論してもいいようなものがあるんじゃないかなと思っています。

それからCは、101ありまして、案の修正はしないが実施段階で選択するものがありました。これは誰がどのように参考にしているのかということにもなりますので、これは花俣委員がおっしゃったような具体的な取り組みについて今後議論していくことが必要なんじゃないかということで私もそれについては賛成です。

ですから、75の(5)のところで、具体的な取り組み、新しい課題だけでなく、その前に具体的な取り組みという言葉を入れたらいいのではないだろうかと思っています。つまり3点目のご提案なんですけれども、こういうふうな意見がたくさん出ていて、短い時間の間に多分考えていただいて、前回分けていただいたと思います。

ケアする人もされる人も個人として尊重されるということが大前提ですけれども、条例はケアラー支援を進展させる、それが焦点であって、しかも新しい取り組みです。どこもやっていないことを埼玉県でやると。これは作っていくということなので、現在の枠組みの中、制度内でやるだけでは無理なことは出てくると思います。

	<p>最初の3年間で支援計画によってどう具体化するか、あるいは新しい課題についてどれぐらいとりあげていくのかということもあるので。柔軟に取り組んでいったほうが良いというのが3点目です。</p> <p>いち早くケアラー支援を進めようとして、有識者会議を設置したり、ケアラー・ヤングケアラー実態調査をしたり、支援計画の策定を進めてきた。令和3年度から計画はスタートしますが、全国初の新しい取り組みでもあるので、ケアラー支援が着実に進むよう施策の体系、施策の展開についてはさらに具体化が必要なもの、今後展開が必要な取組支援もあるかと思われまから、3年間の間には十分に形になりますというようなことを書いておくだけでもいいのではないかと思います。</p> <p>繰り返しになりますが、76ページの囲みのところでは、計画の進捗状況の管理や新たな課題に対する検討とあります。これはすごくいい項目に思うんですけども、そこに計画の進捗状況の管理や取組の具体化、新たな課題に対する検討というふうに、取り組みの具体化についての検討を盛り込むことが必要かと思えます。長くなりましたが、以上です。</p>
石山委員長	堀越委員ありがとうございました。他にいかがでしょうか。平尾委員お願いいたします。
平尾委員	<p>改めまして今回のケアラー支援計画の取りまとめにつきまして、県民コメントを含めて非常にボリュームのあるものです。なかなか読み込めてない部分もありますが、改めて事務局に対し御礼申し上げます。特に県民コメントによって、非常に幅広いケアラーの実態、その困り具合も詳細に感じたところです。</p> <p>また、これからスタートするという状況ですが、本当に支援の必要性を感じたというのが率直な感想です。</p> <p>その中で勤労者あるいは働く立場から少し要望も含めて意見をさせていただければと思います。まず今回の調査の中で</p>

	<p>は、いわゆるケアラーの実態という部分では、実際ケアをしている方の調査結果が今回のベースになっていると思います。従って、まずは実態として困っている方をまず直視して、そこにまず対策を打っていくっていうことはステップとしては理解しますが、実際の我々の組織の中でも今回のこういった取組を説明しても、そもそもケアラーとは何って言うようなところの組織が非常に多くありました。</p> <p>言葉も含めてケアラーの意味や役割について、社会的にどういうポジショニングで、どういう実態になっているのかという理解までいっていない。働いている立場からすると、実際はそこそこ普通に私も含めて身近にいますけど、なかなかそれをケアラーの実態としては認識していないんだなというふうに、感じているのが今の状況かと思います。</p> <p>その中で、今後の要望としましては、一つはやはり我々働いている実態、働きながらケアラーをしている人、そういった人の実態把握を、時間がかかるかもしれませんが、お願いしたいと思います。</p> <p>その上で、今回の予算の啓発事業の中にもありますけれども、ぜひ企業ですとか、組織の実態把握のために、まずその最初の入口としては啓蒙活動も重要かと思いますので、いわゆる啓発事業の中にそういった取り組みをお願いしたいと思います。もっと企業等に対し、働きながらケアラーができる支援の先進事例や、そういった企業等の活動を紹介しながら支援に繋げてほしい。ぜひ引き続き取組をお願いしたいと思います。以上になります。</p> <p>石山委員長 平尾委員ありがとうございました。他いかがでしょうか。小島委員お願いいたします。</p> <p>小島委員 まず、計画案は非常にスピード感を持ってやっていただいていることを実感しています。合わせて予算化までこぎつけたというのは、相当のご尽力があったものというふうに思っています。私たち自治体としても見習わなければならなけれ</p>
--	--

ばいけない部分もあると痛感をしているところでございます。

私からは、4点ほど今後のことも踏まえて発言をさせていただきたいと思っています。

1点目がケアラー支援計画（案）の137ページと157ページに、ケアラーが必要と考える支援のグラフ中、ケアラーに役立つ情報というのがあると思います。今回の県民コメントにも、「早く情報が欲しかった」といった意見も散見されますが、実際にケアラーに役立つ情報とは何なのかが深掘りされてないと思いましたので、具体的な情報が何かというのは少し掘り下げてもいいかなと思ったところです。

2点目としては、先ほども他の委員からお話がありましたが、ケアラー視点ということで今回の案ができていると思うのですが、そもそも被介護者はケアラーに対してどういう考えを持っているのか。特にPDCAをまわしていく過程において、被介護者が家族から介護や支援を受けることについて、どのように考えて、どのような思いでケアラーに接しているのか、という考察があってもいいかなというふうに思っています。

3点目が計画や予算について、市町村への情報提供や説明がいつ頃になるのかということです。特に来年度の予算については、既にどこの自治体も要求が終わってしまっていると思いますし、実際に埼玉県がこのように動き始めても、他の自治体が事業を進めるといった時には、当然、来年度予算は確保していないわけで、その中でどうやりくりしていくのか、どういった支援をしていただけるのか、という視点はあってもいいかなと思っています。

最後4点目ですけれども、行政の役割としてどのようなことをしていくべきなのかということ整理した方がいいと思っています。特に、前回の会議でも少し申し上げました通り、例に挙げますと、ケアラーにとってのワンストップ窓口

	<p>について設置しているところ、設置していないところ、まだまだ自治体によっては、縦割りだということもありますし、他の委員もおっしゃっていましたが、そもそも「ケアラーの定義」を埼玉県の条例に沿っていいのかと思う自治体もあるかもしれません。例えば「自治体独自のケアラーの定義」が生まれた場合の対応はどのようにするのか、なども考えておいたほうがいいと思います。</p> <p>これからの業務を見据えますと、当然、ケアラーの業務、支援業務をやっていくためには、その事業の指標みたいなものを設定しなければならないのかなども含めて、自治体ごとに「ケアラーの定義」が違う場合の対応などの整理は必要になろうかと思っております。</p> <p>ありがとうございます。市町村の立場からのご意見ということも含まれております。ありがとうございます。他いかがでしょうか。有井委員お願いいたします。</p> <p>今回のケアラー支援計画、県民コメントの整理、大変お疲れ様でした。</p> <p>手元に支援計画の資料を打ち出したものがありますが相当分厚いです。とてもすばらしいものだなというふうには思っております。事務局の皆さんお疲れさまでした。多くの県民の方々にこれが届かないと意味がないものだと思っておりますので、いろんな場所で計画を置かれて、目に触れればいいなと思っております。</p> <p>また、概略版を作っていただきたいなというふうに感じました。</p> <p>もう1点ありまして、計画の進捗管理をしないといけないと思えます。75ページのPDCAサイクルの中の評価を見ると、毎年度計画の進捗状況指標の推移を把握しますということで書いてあります。</p> <p>毎年度ということは、来年度であれば、来年度1年間で、</p>
--	--

	<p>計画を見て評価をしないといけないのですが、どのように進捗状況を確認し、把握するのかというところと、どのように見直してそれを周知していくのかということを考えると、タイトなスケジュールだと感じます。</p> <p>この有識者会議の中では計画の進捗管理だけではなくて、今回そのケアラーを支援する施策の推進の方も関わるべきではないかと思っておりますので、ケアラー月間の話、ハンドブックの作成、リーフレット等の作成も、今後触れていけばなというふうに思いますし、非常にやるべきことがいっぱいあって、また課題がたくさん転がっています。お忙しいとは思いますが、そのスケジュールの確認を今一度お願いしたいなというふうに思っているところです。以上です。</p>
石山委員長	<p>はい、有井委員、ありがとうございました。はい、堀越委員お願いいたします。</p>
堀越委員	<p>ひとつ情報提供ですけれども、小島委員さんから今後市町村で進める場合という話がありました。</p>
	<p>北海道の栗山町が、3月に栗山町ケアラー支援条例を作ると思います。</p> <p>そこでは埼玉県のケアラー支援条例を参考にして作っているなという部分もありますので、徐々にそういうものが蓄積されていくかなということです。以上です。</p>
石山委員長	<p>堀越委員、情報提供ありがとうございました。他いかがでしょうか。はい、澁谷委員お願いいたします。</p>
澁谷委員	<p>すいません2回目になって恐縮ですけれども、もし余裕がありましたら、こちらの支援計画の17ページのところが、「2-1-3担い手の状況」とありまして、「①NPO等の状況」とあるんですけれども、それまでの流れからしてみますと、「担い手の状況」がこれだけで終わってしまっていて、この担い手というのは何の担い手なのかという気がいたします。</p>

<p>石山委員長</p>	<p>おそらく、福祉サービスの担い手ということなんだろうと思いますが、「NPO等」と「ボランティア登録者の推移」だけで終わってしまうというのは唐突感があります。それまでの県の状況というのがいろいろと①から⑤に渡って丁寧に説明されてきているんですけども、「福祉サービスの提供の状況」の後に来るこの「担い手の状況」というところをもう少し増やすなど、あるいはここで何を伝えたかったのかというのがあるといいかなと思いました。以上です。</p> <p>はい。澁谷委員ありがとうございます。ここについてはもう一度ご検討いただければと思います。田中委員お願いいたします。</p>
<p>田中委員</p>	<p>短い期間にこのような支援計画を作成していただきまして、大変ありがとうございます。</p> <p>まず1点目としてパブリックコメントが283件という膨大な意見が寄せられてきたというのは、多分私の知る限りでは、相当多い方ではないかと思います。他の計画では、せいぜい10件、20件程度で終わってしまうようなパブリックコメントが圧倒的に多いのかなと思います。今回のパブリックコメントでは、特に、障害を持っている障害児者のケアラーをしている方の意見がかなり多いです。</p> <p>したがって、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉という福祉の施策とうまくリンクさせながら支援を充実させることによってケアラーの立場や状況も改善していくということにも繋がってくると思います。やはり両輪で、是非ともこれは進めていただきたいというのが1点でございます。</p> <p>もう1点が、パブリックコメントを実態調査の調査項目に分類整理するなどして、より具体的に文章化されたものが、本当のパブリックコメントかなと思っています。そのため、もう少し分析をして、どのような、ケアラー支援どのような福祉施策が必要なのかというところをしっかりととらえていただけるとありがたい。</p>

石山委員長	<p>障害者支援計画も今策定中で、かなりの数のパブリックコメントが届いているという話を担当課から聞いております。やはりその辺とリンクさせながらしっかりやっていただける必要があるのかなと思っています。</p> <p>令和3年度が初年度の支援計画ということなので、想定外の事も色々出てくると思いますが、しっかりと市町村も含めて連携をしながら取り組んでいくと、より充実したケアラー支援計画になっていくものと思っていますので、皆様方のご努力に対して本当に感謝するとともに今後ともぜひとも頑張ってもらいたいと思っています。</p>
	<p>田中委員ありがとうございました。確かにアンケート調査の中からは見えてこなかったものが、県民のパブリックコメントの中から個人的に見える情報も多くあったというふうに思いますので、これは今回なかなかすぐというわけにはないかもしれませんが、今後もう少し丁寧に分析をするということも一つの手かという風に思います。他いかがでしょうか。</p> <p>1度ご発言になった委員の方も、2度目も大丈夫ですのでどうぞご発言ください。小島委員それから堀越委員に参りたいと思います。</p>
小島委員	<p>少し話がそれてしまいますが、1月29日のシルバー新報に澁谷先生がお答えいただいている記事が載っておりまして、凄く素敵なことが書いてありましたので、紹介させていただいてもいいですか。</p> <p>澁谷先生は、「ヤングケアラーの経験に光」ということをおっしゃっていただいています。ヤングケアラーは、負の面に焦点が当てられがちですが、「人の話を聞くのがうまい」といったような「プラスの面にも光を当てていきたいと考えている」と述べられています。</p> <p>「障害への理解がある、忍耐強い、などといった能力を、ケアの経験から身につけた人がヤングケアラーには多いのです」とおっしゃっていただいて、本当に素敵な視点だと思います。</p>

<p>石山委員長</p>	<p>ましたので、この場を借りて紹介をさせていただきました。以上です。</p>
<p>堀越委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。では堀越委員お願いいたします。</p> <p>ケアラーの人の調査の中にも、もっとケアを必要としている人にサービスをたくさんして欲しいとか、それからケアラーが緊急時の体制を整えて欲しいというのが一番多いです。</p> <p>確かにケアラーがレスパイト等で休むと、その間ケアを必要としている人のケアはどうなるのかということや、たとえばショートステイ、デイサービスに行った時も質の高いサービスが確保できるのか等必ず問題になるわけです。</p> <p>ケアの量とそれから質ということが、ますます俎上にのぼってくるだろうなというふうに思います。そういう中で、障害者支援計画を立てる際に、障害者支援計画の方からケアラー支援計画を意識することはできるのでしょうか。</p> <p>ケアを必要としている人、ケアラーの両方の個人の尊重は絶対に必要だと思っていますが、障害者支援計画の方でも、ケアラーについての質問を一緒に入れるべきであるとか、家族全体、ケアを必要している人もする人も、全体をアセスメントしながらもうまくいくようなアプローチが必要だというふうに書いていただいているのかどうか、ケアラーも障害を持ったケアが必要な方たちも個人が尊重されているようなものに行くのではないかなと思います。</p> <p>今、高齢者虐待防止法の中でも、養護者という表現で書いてありますけれども、虐待される人が中心で、そのために虐待しないようにケアラーの支援をしましょうという書き方です。</p> <p>ちょっと視点は違いますが、両者に目を向けるということはケアを必要とする人々の中にもケアラー視点は必要だとい</p>

事務局 (石井主幹)	<p>うことをぜひ入れていただくと、全体としていいという感想を持ちました。</p> <p>委員長すいません。今の件で発言させていただきます。</p>
事務局 (柿沼主幹)	<p>障害者福祉推進課の柿沼と申します。</p> <p>ただ今の堀越委員のお話しにありました、障害者支援計画の作成の担当をしております。よろしく申し上げます。</p> <p>私どもの支援計画を作成中ございまして、県では6計画を同時に作って、ほかの計画とのリンク、連携を意識してやっているというところがあります。私どもの計画の中にもケアラーという言葉は施策自体に記載はあります。以上です。</p>
石山委員長	<p>すみません、ちょっと私聞き取りにくかったのですが、障害者福祉保健計画の中にケアラーという言葉が入っているのかいないのか、関連があるのかないのかってところをちょっと端的にもう一度教えていただいてもよろしいですか。</p>
事務局 (柿沼主幹)	<p>ケアラーという言葉が使われている施策が複数ございます。例えば、ケアラーに関する理解促進するため普及啓発を推進しますという施策、ほかにもケアラーという言葉が出ている施策はございます。以上です。</p>
石山委員長	<p>障害者支援計画にあるということですね。</p> <p>これはかなり進んでいる状況ではないかというふうには私は感じました。非常に、他方面との関連というのはこのケアラ一条例、非常に取り扱いが難しいところだと思います。法律でその対象とする者というもの、支援対象を明確に決めておりますし、その障害の方では家族の状況を、考慮して支援するとかそういった表現になっておりますので、必ずしもそのケアラーというような立て付けに、障害者支援法であるとかそういったものはなっていない中で、ケアラーという言葉を用いるということそのものが、かなり大きく踏み込んだものだというふうに思いますので、かなりのご努力をいただいた</p>

<p>事務局 (藤岡課長)</p>	<p>というふうに思っております。障害者支援計画だけではなくて、今回は介護保険の事業支援計画も対象になってくると思いますし、横串を刺していくとなれば、他方も関連してくると思います。介護保険支援計画、事業支援計画についてはいかがでしょうか。</p> <p>今の件に関しまして述べさせていただきますと、ケアラー支援計画の4ページになります。4ページのところに、ケアラー支援計画の位置付けという記載があります。</p> <p>この中で関連する福祉の計画を記載させていただきまして、先ほど担当の方からのお話もありましたが、障害者支援計画のほかに、今回、地域福祉支援計画、それから高齢者支援計画、そして高齢者支援計画の中に新たに認知症施策推進計画というのを、新しく作っております。この計画がすべて今回策定年度ということになっておりまして、このすべてにケアラーの支援に対して、取り組んでいくんだというようなことを記載をさせていただいているところでございます。</p> <p>五か年計画は策定年度のサイクルが違っておりますので、こういったところにつきましては引き続きその中で考えていきたいなというふうに思っております。以上でございます。</p>
<p>石山委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>そちらの計画がどのような書きぶりになっているのかというのがわからないんですけども、理念レベルなのかそれとも実際の行動レベルなのか、あるいはその先ほど堀越委員からはケアラーと、そのもともとの法律の支援対象となる人の両方のアセスメントという言葉があったんですけども、実際に、もしそこまでやるとするならば、かなりその手間であるとか、権限の問題、法律上の権限の問題もいろいろ出てくると思いますので、そこまでは今日は踏み込みませんけれども、非常にここは慎重な議論が必要な部分かというふうに思いますので、また次年度以降委員会があるようであればそのあたりも含めて、議論としていければ良いのではないかとこのように思います。</p>

<p>田中委員</p>	<p>他いかがでしょうか。田中委員お願いいたします。それから滝沢委員に行きたいと思います。</p> <p>先ほどの、お話の中で1点漏れたことがありました。今お話があったことに関連なんですけど、法律の規制ですとか、意見提案の中で、介護保険では用意されているサービスが、実際若年のお子さんを介護しているということで入浴サービスが利用できないのでお風呂を入れるのに非常に苦労していると。</p> <p>しかし、障害福祉サービスの中ではそういったものはないので、介護保険の中のそういうサービスが適用、使えないかというような意見がありました。やはり、もう少し縦割を相互に様々なサービスが利用できるようなことになることによって、ケアラーさんの負担がずいぶん軽減されていくのかなという印象を持ちました。ケアラーの支援というのは、様々な分野にまたがっているような部分でもありますので、その辺をこのケアラー支援計画を契機にして、いろんな制度とか法律とかを見直してケアラー支援がより一層深まっていけるようなことに繋がっていければいいのかなと思っています。以上です。</p>
<p>石山委員長</p>	<p>ご意見ありがとうございます。それでは滝沢委員お願いいたします。</p>
<p>滝沢委員</p>	<p>まずは、今回の支援計画の加筆修正と県民意見提案に関しましては、本当にこの時間の無い中のスピード感、県への取り組みは、県民としてお礼の気持ちが大いいです。</p> <p>その中で、県民コメントの、個別具体的な障害種別障害児を抱えておられる方々の意見に対して、小島委員、田中委員からもお話が出ていましたが、今後ケアラーを支援してくる際の行政間格差等、それから障害者差別による対応格差、非介護者となられる方々に何ができていて何ができていないかというところが、大きな障壁になるだろうなというのが、想</p>

	<p>像できます。その上で推進していく部分ですが、今回お示しいただいております中に、先ほど澁谷委員からも質問があったのですが計画の17ページのところの、現在ある社会的な資源の担い手のところが個別具体的に見えていないので、間違った意見になってしまうといけないのですが、新規の事業でも、地域で居場所づくりの促進ということで、マニュアルを作りNPOなどでサロンをというところが書かれております。</p> <p>現在ある社会的な資源でいろいろ広報が行われていくのかということと、そういうものが作られていた時に、やはり関係団体だけではなく、介護、介助に関わっている方々の理解、先ほど両輪のアセスメントというふうに委員長おっしゃいましたが、そこがないと携わっている人たちの感度や温度差が一番大きな障壁になるなという感想を持っています。</p> <p>それともう1点、ヤングケアラーの18歳未満という定義は納得できるものですが、県民コメント等見て感じたんですけども、推測になりますが、親御さんなりがケアをしている時の兄弟の方々の視点、また切れ目がないように今後ケアラーを支援していく時には、どのような対応が必要なのかということ、専門の先生方にもまたお聞きできればというふうに感想を持ちました。以上です。</p>
石山委員長	<p>ありがとうございます。他にいかがでしょうか。長谷部委員お願いいたします。</p>
長谷部委員	<p>孤立という言葉がすごくケアラー支援の中でもクローズアップされているかと思うんですけども、やはり今年こういったコロナ渦の状況というのは、本当に特徴的な1年だったというふうに思っています。実際にただでさえ孤立する状況の中、地域の取組ができなかったというところでは、より皆さんが抱えている問題はすごく大きかったというふうに思っております。新しい生活様式の中で、その孤立しない取組をどうしていくかということは、本年度立ち上げる案だからこそ、ひとことそういった言葉が入っても、例えばこれが1年後解消に向かう世の中にはなるかもしれませんが、やは</p>

<p>石山委員長</p>	<p>りこれがより一層そういった状況だったっていうところが、何か特徴的な今回取り組みをする上でも、とても大切な1年だったんじゃないかなというふうに思います。</p> <p>顔の見える関係づくりをとりましょうというふうにケアラーでやったとしても、やはり実際に高齢者の場合ですと、そういった環境も取れないのは現実にありますので、オレンジ関連ですとか、認知症のチームオレンジ等を作っていく中で、今回のコロナ禍はすごく障壁が高い状況になっておりますので、どういうふうな形でこの計画案に結びつけてというのはすごく難しいかとは思いますが、何かそういった言葉がどこかで示されても、逆にいいのかなというふうにちょっと思いました。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>今回、介護保険の改正の中でもそうですけれども、感染症対策それから災害対応ということで、どんな時にもこう、運営し続けられるという視点が入ってきましたので、今後ですね、そういったことに関しても今後対応していくことを検討しなければならないといったようなことが、この一文が入るといいかもしれませんね。ありがとうございます。他いかがでしょうか。澁谷委員お願いいたします。</p>
<p>澁谷委員</p>	<p>先ほど滝澤委員のお話を受けまして、もし補足できたらと思いました。</p> <p>ヤングケアラーが18歳未満といいますのは、基本的に小学校、中学校、そして高校等を通じて支援する道のり、道筋みたいなのが確保できるであろうということと、児童福祉法に基づいた区分ではあります。けれども、実際にはそのあと大人への移行期ということにおいてもすごく大きな苦勞をするケアラーたちなんですね。18歳になったらヤングケアラーじゃなくなって普通のケアラーですって言われても、例えば50代60代の方が多いいケアラーの施策の中にポンと放り込まれて、躊躇するところはすごくあります。</p> <p>イギリスなどでは若者ケアラー、ヤングアダルトケアラーと言われるんですけれども、大人への移行期に、これまで自</p>

	<p>分ケアをしてきた人との距離をどう取るのか、例えば家を出るといふ選択、進路、あるいは進学といふ時に自分1人で罪悪感を抱え込まずに、いろいろとそのいろいろな視点を考えて選んでいくことができるのか、あるいは地域の居場所であるとか、必ずしも教育機関を通さなくてもアプローチできる、そういう支援のあり方といふのを求められるんですけども、やはりヤングケアラーに比べてさらに複雑っていうところが、実はあります。</p> <p>ただやはりそういう若者ケアラーの支援、特に就職の支援、あるいは近い人との関係を持つって、恋人を作るとか結婚できるのかみたいなそういうところの視野もすごく大事になってくる年代ではありますので、本当でしたらそこは継続してぜひやっていただきたいところかなと思っております。以上です。</p>
石山委員長	<p>はい。澁谷委員ありがとうございます。非常に重要なニーズ、大きなニーズを持つ世代だということが見えて参りました。ありがとうございます。他いかがでしょうか。</p>
澁谷委員	<p>すいません。なければ、さらに補足してもいいですか。イギリスでは「スチューデントケアラー」という言葉がありまして、ケアを担う大学生の支援が大学等を中心に進んでいるようです。18歳以上になりますと、所属するところがいろいろと分かれてきますので、どうアプローチできるのかそれぞれ変わってくるところがあるのですけれども、やはり地域の60代の介護者の方が大半という介護者支援の場にはどうしても行かなくなってしまうので、どういうやり方でそこにアプローチしていくかってことは大切かと思えます。すみません長々と。失礼しました。</p>
石山委員長	<p>はい、ありがとうございます。さてご意見いかがですか。あと5分ほどかと思えますけれども、この場で皆様と共有しておきたいということがありましたら、ぜひいただきたいと思えます。はい、堀越委員、それから金子局長。</p>

堀越委員	<p>情報提供ですけれども、皆さま新聞でご存じだと思いますが、日本に孤独担当相というものが設置されて、地方創生大臣が兼務するということが新聞に載っていました。これはイギリスが発祥ですけれども、イギリスの調査の中では、ケアラーの10人に8人が孤独だという調査結果をもとに孤独担当相というものがイギリスではできて、日本ではこのコロナの問題もあって孤独担当相ができましたが、その中にケアラーの孤独は入っていないと思います。なので、何か皆さんルートがあれば、働きかけて、ケアラーの孤独、孤立の解消についても社会的ケアであるということをお願いしたいかなと思います。以上です。</p>
石山委員長	<p>堀越委員ありがとうございます。では金子局長お願いいたします。</p>
事務局 (金子局長)	<p>活発にご意見をいただいて本当にありがとうございます。また本日を含めて、計4回会議を開催いたしましたところ、皆様本当にお忙しい中、ご参加をいただきまして、改めて感謝申し上げます。</p> <p>委員の皆様のおかげをもちましてこの計画も策定でき、また来年度に向けた予算を、十分ではない部分もありますが、私どもといたしましては、それなりの予算が獲得できたかなというふうにも思っております。問題はですね、計画を作ることが目的ではございませんので、もちろんこの計画に沿って、しっかりと実効性のある支援を行っていきたいと思っておりますが、この計画にないからといって、特にやらないということでもございません。先ほど委員の皆様から言われております。有識者会議は今後も続いていきましてPDCAもございます。今皆様の意見を聞いていますと、まだまだ課題がございます。また今後施策を実施していく中でも、いろいろな課題も出てくると思いますので、そうした課題にどう対応していくか、また来年度以降も御協力いただければと思っております。</p> <p>県の条例ができて、今回有識者会議を立ち上げてですね。やはり一番の成果といいますのは、あえて社会と言わせてい</p>

石山委員長

ただきますが、社会に対してこのケアラー支援の必要性、重要性、これを問題提起できたかなと。と言いますのも、本当にマスコミの方をはじめ、非常に関心が高く、我々もここまで関心が高いのかと、少々驚いたぐらいです。こうした流れをさらに加速させていきたいと思っております。

その先頭で、我々埼玉県が、引っ張っていきたいと思っておりますので、今後とも皆様方のご協力をいただきながら、さらに良い計画、良い事業を進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。本当にありがとうございました。

ありがとうございました。

それではそろそろお時間もございますので、意見交換このあたりで終了させていただきたいと思えます。金子局長の言葉にもありましたけれども、まだまだ多くの課題があるということが見えてきました。ただこれは、スタートしたからこそ、議論ができ、課題があることも見えてきましたし、委員ごとに、目指しているまだまだ理想像というものが少しずつ違っているのではないかっていうことも、見えて参りました。今後議論を重ねていくこと、そして事業を実際に始めてみることによって、さらにまた見えてくるがあると思えます。これは、全国で初めての取り組み、まさに、走りながら考え、そして改善をしていく、作り上げていくというようなプロセスかと思えます。ある程度できた計画というものが固まってもう何年もあるその法律に基づく施策の確認をするというよりは、新たなものを見つけながら、取り入れながら、トライアンドエラーでやっていくというような形なんではないかというふうに思えます。まさに日本という中で、その埼玉の中でどういうふうにやっていくのか、おそらくここでやっていくことが、他県の今後の取り組みにも、大きな参考になっていくというふうに思っております。

またですね、今日たくさんのご意見を頂戴しましたが、まだおっしゃりたいということもあるかもしれません。後日、事務局を通じて、意見をまた頂戴したいと思っております。

<p>事務局 (石井主幹)</p>	<p>頂戴したご意見については、事務局の方でまた再度検討なさるといことになると思いますけれども、冒頭申し上げました通り、今日の有識者会議が今年度最後というふうになっております。</p> <p>計画は、確定をしていくというプロセスに入らなければなりませんので、ご意見の反映、どのようにするかということに関しては、委員長の私と事務局のほうに一任をいただくということでもよろしゅうございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p> <p>ありがとうございます。ではそのようにさせていただきたいと思えます。それでは、その他事務局から連絡事項をお願いいたしたいと思えます。</p> <p>地域包括ケア課の石井です。委員の皆さんありがとうございました。御連絡ですが、今回は、県民コメントの取りまと資料として提供するのが遅くなりまして、大変申し訳なく思っております。それを受けましてですね、十分に読み込めていないかと思えますので、この後ですね、ご意見をいただく期間を別途設けようかと思っております。具体的には来週22日（月）までに意見をいただきたいと思います。後ほどメールにて照会させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>またこの後のスケジュールといたしましては、県として、計画策定に向けて、議会の常任委員会への報告を踏まえまして、年度内に計画の策定をいたしたいと思っております。</p> <p>なお先ほどご説明ありましたけども、次年度についても有識者会議の開催を予定しております。</p> <p>また有識者会議の開催に関わらず、私ども令和3年度予算で事業を進めていく上で、委員の皆様から様々なご意見いただきたいと思いますので、会議の開催とはまた別に、</p>
-----------------------	---

<p>石山委員長</p>	<p>個別にも助言等をいただくことがあるかもしれません。その節はどうぞよろしくお願いいたします。以上事務局からの説明を終わります。</p> <p>はい、ありがとうございました。本日予定されておりました議事は以上でございます。大変ありがとうございました。</p> <p>第4回も新型コロナウイルス感染症の問題がありながら進めてきたという、なかなか先の想定できない中で、実態調査も行き、そして調査の協力者の方々の力添えがあって、実態調査を行うこともできました。そして様々な法改正も行われる中で、他の計画の調整、本当に庁内の中で大変だったと思います。また、予算を庁内で確保し調整をしていくということは、本当に、私も短いのですが行政経験がありまして、非常に大変な作業だということをお認識しております。事務局の方で大変ご努力なされたということも、非常に感じるところでございます。</p> <p>そして何よりも県民コメント、こんなにたくさんの県民の方々に、コメントをいただきご参画をいただいた、総合力でここまで来たというふうに思っております。皆様に本当に感謝を申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>それでは、進行を事務局にお戻しいたします。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (草野副課長)</p>	<p>それでは、委員の皆様、本日は、大変ありがとうございました。一点補足でございますが、本日説明をさせていただきました、予算の関係につきましては、現時点では予算案ということで、これから2月県議会の方に提案する内容ということになっておりますので、その点ご了承ください。</p> <p>また本日の議事録につきましては、事務局において作成後後日確認をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、令和2年度第4回埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議を閉会させていただきます。</p>

	大変ありがとうございました。
--	----------------